

投資用DVD商法にご注意!



大学生が高額な投資用DVDを買わされるトラブルが急増しています。「もうかる投資用DVD」と説明して、学生ローンなどで借金させるほか、契約後に「友人を紹介すれば、10万円を支払う」などと購入者の仲介を求める手口も目立ちます。

【相談事例】

高校時代の友人から「いい話がある」と誘われ、喫茶店で投資用DVDの販売業者を紹介された。「これを見れば、1、2か月で20万円稼げる」と言われ、50万円のDVDを勧められた。そんなお金は無いと断ったところ、学生ローンの利用を勧められ、結局借金して、購入した。

その後、購入したDVDを見たが、経済用語の説明ばかりでよくわからなかった。簡単に儲かる話ではないとわかったが、今ではローン返済のためにバイトをしなければならなくなり、大学にも行けなくなってしまった。

＝＝＝ トラブルの流れ ＝＝＝



ポイント解説

- ★未成年者の契約取り消しを避けるために、意図的に20歳以上の大学生をターゲットにしています。
- ★学生ローンは借金ですから、必ず返さなければいけません。もしローンを返せなければ、クレジットカードをつくれなくなったり、携帯電話の契約ができなくなったりするなど、将来生活面で支障が出る場合もあります。
- ★最近はDVDだけでなく、USBメモリーを販売している事例もあります。

アドバイス

- (1) 友人、知人からの勧誘であっても高額な商品を購入する時は、内容をよく確認し、要らないと思ったらはっきりと断りましょう。
- (2) 安易な借金も、目的や収入を偽っての借金もしてはいけません。借金してまで契約する必要があるのか、冷静に考えましょう。
- (3) 誘われた時は「被害者」でも、友人を勧誘すれば「加害者」になります。「マルチまがい商法」の拡大を防ぐためにも、負の連鎖を断ち切りましょう。

★困ったことがあったら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。